

## 建設工事の入札における最低制限価格の改正について

### ①工事の最低制限価格の算定方法の改正

建設工事に係る最低制限価格の算定方法を下記のとおり改正し、平成23年11月1日(11月1日以降に執行する建設工事入札案件)より施行します。

#### 【最低制限価格】

	改正前	改正後
算定式	直接工事費 × 0.95	直接工事費 × 0.95
	+ 共通仮設費 × 0.9	+ 共通仮設費 × 0.9
	+ 現場管理費 × 0.7	+ 現場管理費 × 0.8
	+ 一般管理費 × 0.3	+ 一般管理費 × 0.3

### ②適用範囲(継続)

淡路広域水道企業団が入札執行する工事で、原則として130万円以上の建設工事

### ③淡路島内業者の特例(継続)

淡路島内業者の健全な育成のため、島内業者のみを対象とした入札の場合は、上記①の算定式から求められる率に5%以内(ランダム係数)を加えた率を持って算定した額を最低制限価格とする。

### ④実施時期

平成23年11月1日以降に執行する建設工事入札案件より